



MSC のサプライヤー 行動規範

目次

1. 人権と労働基準	3
1.1 差別禁止	3
1.2 多様性および包摂	4
1.3 結社の自由	4
1.4 強制労働	4
1.5 労働条件、報酬、対価	4
1.6 児童労働	4
2. 安全・衛生	4
3. 環境	4
4. 腐敗防止	5
5. 利益相反	5
6. 制裁規制	5
7. 独占禁止	5
8. マネーロンダリング禁止およびテロ資金調達禁止	6
9. 事業記録および財務記録	6
10. 機密情報、データ保護、プライバシー	6
11. サプライヤー行動規範の違反	6
12. 違反行為の報告	6

MSC Mediterranean Shipping Company SA（以下「MSC」）は、世界有数の海運会社として、公正かつ倫理的に事業を行うことにより、その名声と信頼を得ています。[MSC 企業行動規範](#)は、このコミットメントを反映したものであり、MSC の世界的なあらゆる活動における行動の指針となるべき、承認された行動の共通基準を定めています。MSC は国連グローバル・コンパクトのメンバーであり、人権、労働、環境、腐敗防止の分野における 10 原則を全面的に支持しています。

サプライチェーンとバリューチェーン全体において、ベストプラクティスに対する高い倫理的期待を設定するよう努めています。サプライヤー、下請業者、ビジネスパートナー、および MSC のために行動し、MSC にサービスを提供し、MSC と取引を行う第三者（以下「サプライヤー」）に対し、以下のことを期待します。

- 適用されるすべての法律および部門固有の規制を遵守すること
- [MSC 企業行動規範](#)を含む責任ある企業行動に関する国際基準を適用し、MSC のサプライヤー行動規範（以下「MSC サプライヤー行動規範」）を構成する以下の原則（随時改正される）に従って行動すること

また、サプライヤーは、その従業員、すべての直接的または間接的な下請業者および代理人に対し、MSC のサプライヤー行動規範に明記された原則と期待を認識し、遵守するよう徹底することが求められます。

サプライヤーが MSC サプライヤー行動規範を遵守していることを確認するため、MSC は、直接または MSC が指定する第三者を通じて、適切な検証を実施する権利を有します。このような検証を可能にするため、サプライヤーは、合理的な通知に基づき、その遵守を証明するあらゆる情報を MSC に提供するものとします。

MSC 企業行動規範で定義されていないすべての用語は、MSC 企業行動規範で定義されている意味を持つものとします。

1. 人権と労働基準

1.1 差別禁止

すべての従業員が敬意、公正さ、尊厳をもって扱われる企業文化を構築します。セクシャルハラスメントや差別を含め、ハラスメントのない職場環境を促進する方針、手順およびプロセスを確実に持ち、維持します。弱い立場の労働者に関するリスクの特定、評価、管理を確実にするためのプロセスおよび手段を有します。

1.2 多様性および包摂

採用および雇用慣行のすべての側面が、能力および業務に関連した能力に基づいていることを保証することにより、多様性を支援し、雇用機会均等を促進することを約束します。

1.3 結社の自由

すべての従業員の結社の自由と、差別、脅迫、報復の恐れのない労働組合への加入・不加入、労働組合活動の実施、団体交渉の権利を、適用される現地の法律や規制に従って認めます。いかなる場合においても、従業員には、労働安全衛生に関する問題、苦情、労働条件・雇用条件およびその他の関連問題を含む懸念事項について、確立されたメカニズムを通じて、経営者またはその他の責任者と対話する能力が認められるものとします。

1.4 強制労働

強制労働、囚人労働、奴隷労働、人身売買を含むあらゆる形態の隷属を禁止します。

適用されるすべての奴隷制度禁止および人身売買禁止に関する法律、法令および規制を遵守します。

1.5 労働条件、報酬、対価

遵守すべき国際労働機関（ILO）の基準により定められる最低賃金、法定給付、労働時間数、適切な休息時間に関して、適用されるすべての法律および ILO の基本条約を遵守します。

1.6 児童労働

児童労働の使用を禁止し、適用される国内法がない場合は、この件に関して適用される関連国際基準を順守します。

疑義を避けるため、児童労働とは、児童の幼年期、可能性および尊厳を奪い、心身の発達に有害な労働を指します。これには、適用される国内法および慣行に従って定義される「夜間労働」が含まれます。例えば、就労可能な最低年齢は、義務教育終了年齢または国の法定就労年齢である 15 歳未満であってはなりません。危険な労働は 18 歳未満では認められません。

2. 安全・衛生

適用されるすべての法律および国際基準に従い、従業員に健康的で安全な労働条件を提供し、事故や怪我、危険物への危険な曝露を防止・回避します。職場における安全衛生のリスクを検出・管理・回避するために、適切な安全衛生手順と統制を採用します。

3. 環境

環境を尊重し、適用されるすべての環境法を遵守し、排出量の削減、廃棄物の削減と管理、責任ある水の消費など、適切な緩和策を講じます。

天然資源の利用を最適化し、大気質、温室効果ガス排出、水資源など環境への影響を最小限に抑えるような方法で事業を行います。より一般的には、国際的な基準や優れた慣行と整合性を保ちながら、環境パフォーマンスを継続的に改善します。

4. 腐敗防止

公正で責任ある誠実な取引を行い、最高水準の国際腐敗防止基準に従って行動します。(反贈収賄の取り組みを含む) MSC との取引中、サプライヤーは、スイス刑法、該当する場合、米国海外腐敗行為防止法、英国 2010 年贈収賄法を含む、適用されるすべての国内および国際的な腐敗防止、贈収賄防止法および規制を遵守します。

政府関係者 (MSC 企業行動規範に定義)、MSC の従業員、その他の個人に対し、不当な利益を得るため、またはビジネスを維持するために、直接的または間接的に金銭または有価物の支払いを勧誘、要求、申し出、約束、支払い、許可、または受領することを控えます。

贈答品や接待の交換も贈収賄の一形態とみなされる可能性があるため、限定的、透明、比例的、合理的、善意であり、適用される現地の法律や規制を遵守しなければなりません。

MSC は、日常的な政府業務の遂行を目的とした政府関係者への便宜供与に関して、ゼロ・トレランス・ポリシーを掲げています。サプライヤーは、この同じ方針のもとで業務を遂行し、汚職や贈収賄の防止を目的とした効果的な慣行を推進しなければなりません。

5. 利益相反

利益相反を特定し、防止するための適切なプロセスを有します。利益相反とは、職務を客観的に遂行する能力を妨げたり、客観性に影響を及ぼす可能性のある、個人的または金銭的な利害、業務上または個人的な関係、過去または現在の雇用、または義務 (以下「利益相反」) を指します。

利益相反には、個人的かつ直接的な利害関係だけでなく、家族またはその他の密接な関係者 (例えば、友人、家庭内パートナー、同居者、同僚など)、パートナーシップ、ビジネスパートナーまたは競合他社への参加または投資も含まれます。

MSC での活動に関連する利益相反の事実または可能性を直ちに開示します。

6. 制裁規制

国または超国家的な機関または政府によって課される経済制裁規制を遵守します。これは、個人、団体、地域、船舶、航空機など、対象となる対象に関する貿易および金融活動への参加を禁止または制限するものです。

サプライヤーは、自社、その従業員、代理人その他使用する下請け業者が、経済制裁規制のリストに記載されていないこと、または対象になっていないことを保証し、MSC にかかる規制に違反させないものとします。

7. 独占禁止

MSC は、場所を問わず、いつでも公正に競争し、適用されるすべての競争規則を遵守するという厳格な方針を持っています。

独占禁止法およびその他の競争法を完全に遵守して事業を行います。

8. マネーロンダリング禁止およびテロ資金調達禁止

適用されるマネーロンダリング禁止およびテロ資金調達禁止に関する法律および規制を完全に遵守し、そのような取引への参加を控えます。

9. 事業記録および財務記録

サプライヤーと MSC との取引に関するすべての正確な記録を、最低 3 年間、または現地の法律で義務付けられている場合はそれ以上の期間保管します。

10. 機密情報、データ保護、プライバシー

MSC と取引を行う場合、(1)業界で認知されたセキュリティ慣行、(2)契約上の義務、(3)データ保護法および規制を含む適用法に従い、適切なセキュリティ対策を実施することで、MSC または MSC の顧客から受領した機密情報および個人データを常に保護します。サプライヤーは、適切な組織的および技術的管理を通じて、かかる個人データおよび機密情報を不正アクセス、破壊、使用、修正、開示から確実に保護するものとします。

機密情報および個人データは、それらがサプライヤーに提供された、または利用可能となった事業目的以外のいかなる目的にも使用してはなりません。

サプライヤーが、機密情報および/または個人データの偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示またはアクセスにつながるセキュリティ違反の現状または可能性に気付いた場合は、直ちに MSC に報告すること。

11. サプライヤー行動規範の違反

MSC は、MSC サプライヤー行動規範に違反した場合、MSC が権利を有するその他の契約上の救済措置を損なうことなく、サプライヤーに対し、早急な是正措置の要求、またはサプライヤーとの契約上もしくは取引上の関係の解除を含む措置を講じる権利を有します。

12. 違反行為の報告

MSC は、サプライヤーに対し、(1)サプライヤーの従業員およびその他のステークホルダーが、報復の恐れなく、内密に不正行為の懸念を提起できるような報告システムを整備し、(2)公平かつ適時に調査することを期待します。

さらに、MSC はサプライヤーに対し、[MSC 問題提起ライン](mailto:MSC問題提起ライン)を通じて、またはメール (ch001-business.ethics@msc.com) で、MSC サプライヤー行動規範に違反する可能性のある質問や報告を行うことを推奨する。